市・都民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告に関する相談・提出期間
2月16日（月）～3月16日（月）

●贈与税の申告期間は２月２日（月）～３月16日（月）
●個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期間は３月31日（火）まで

市・都民税、所得税などの申告の時期になりました。市・都民税の申告は市役所で、所得税の確定申告・贈与税の申告・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は税務署で、それぞれ受け付けを行います。
申告期限直前は大変混雑しますので、申告はお早めに済ませるようお願いします。

市・都民税の申告は市役所へ

問い合せ　財務部課税課

市・都民税は、昨年1年間（平成20年1月1日～12月31日）の所得に基づいて課税します。
申告が遅れたり申告をしない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要となる課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告を済ませてください。

申告の必要がないかた

①税務署へ所得税の「確定申告」をしたかたとその同居の扶養親族
②給与所得のみのかたで、勤務先から年末調整済みの「給与支払報告書」が東村山市役所に提出されているかたとその同居の扶養親族
※給与を2か所以上の勤務先から受けているかた、また給与以外の所得があるかたは、所得税の確定申告（税務署へ）又は市・都民税の申告（市役所へ）のいずれかが必要になります。

公的年金所得のみのかたの申告について

公的年金収入のみで、年金支払者から「公的年金等支払報告書」が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告の必要はありませんが、社会保険料や生命保険料等が所得控除として算定されない（年末調整がされない）ため、税額が高くなる場合があります。
また、「公的年金等支払報告書」の内容だけでは、扶養控除、配偶者控除、障害者控除及び寡婦（夫）控除が確認できない場合があるため、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合があります。そのため、公的年金収入のみのかたにも、できるだけ申告をしていただきますようお願いします。
なお、申告書の提出先が市役所・税務署のいずれかご不明の場合は、市・課税課又は税務署へお問い合せください。

所得の無かったかたも申告を

平成20年中に収入の無かったかたや、扶養親族であっても扶養義務者と世帯を分けているかた（転勤により妻子のみ当市に居住しているかたや学生のかたなど）も、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料の算定の際に必要となる場合がありますので、お手数ですが申告書を提出していただきますようお願いします。

市・都民税の申告窓口

期間　2月16日（月）～3月16日（月）
時間　午前8時30分～午後4時
場所　本庁舎1階市民ロビー
※市・都民税や簡易な所得税の申告相談窓口も開設します。相談窓口は、特に初日と期限直前の時期は大変混雑しますので、時間に余裕をもってお越しください。

申告に必要なもの

①印鑑
②平成20年分の源泉徴収票・収入証明書など、収入金額がわかるもの
③平成20年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書
④医療費控除を受ける場合は、平成20年分の支払いを証明する領収書（合計金額は計算しておいてください）
⑤障害者控除を受ける場合は、障害者手帳又は愛の手帳等
⑥申告書
※市・都民税の申告を昨年されたかたと、平成20年中に東村山市へ転入された満23歳以上のかたには、1月下旬に申告書を郵送しました。
※申告書は、課税課（本庁舎2階）及び申告期間中の申告窓口でも配布します。
※当日は、電話による相談や国税の領収、納税証明書の発行は行いませんので、ご了承ください。
※市役所及び法務局（登記所）は閉庁日です。

年金受給者のかた対象「確定申告指導相談会」を開催します

日程　2月6日（金）
時間　①午前9時30分～11時30分、②午後1時30分～3時30分
場所　市民センター2階
対象　公的年金収入のみのかた、公的年金収入のほかに公的年金以外の雑所得や給与所得のあるかた
※東村山税務署では、3月16日（月）までの開庁日に、署内で「確定申告書作成相談」も開設しています。

所得税の確定申告・贈与税の申告・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告は税務署へ

問い合せ　東村山税務署（☎394・6811代表）

確定申告は、昨年1年間の税金を、納税者が自ら計算して納付する制度です。ご自分で正しく作成し、期限内に提出していただくようお願いします。
申告書は、国税電子申告・納税システム「e―Tax」（イータックス）のほか、郵便又は信書便による送付や、税務署の時間外収受箱に投函することで提出できます。詳しくは、国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご覧いただくか、税務署へお問い合せください。

ホームページで確定申告書等が作成できます

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税・贈与税・消費税の申告書を作成・印刷することができます。印刷した確定申告書等（カラー印刷でなくても可）は、そのまま税務署に提出することもできますので、ぜひご利用ください。
また、所得税・消費税の申告に国税電子申告・納税システム「e―Tax」をご利用いただくと、作成した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信・提出し、納税することもできます。
e―Taxをご利用いただくには、開始届出書の提出や電子証明書の取得（手数料が必要）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳細については、国税庁のホームページをご覧いただくか、税務署へお問い合せください。

東村山税務署の日曜窓口を開設します

日程　2月22日（日）、3月1日（日）
時間　午前9時～午後5時
※右記以外の土・日・祝日は業務を行いません。

住民税の住宅ローン控除の適用を受けるには申告が必要です

所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受けているかたは、平成19年から実施された税源移譲の影響により所得税が減少したことで、これまで控除を受けることができた住宅ローン控除額が減る場合があります。
このような場合、その減少分（差額）を翌年度の住民税（市・都民税）所得割から控除することができます。期日までに申告をしてください。

対象　税源移譲前に所得税の住宅ローン控除の適用を受けていたかたで、平成18年末までに入居したかた
申告期限　3月16日（月）まで
申告場所
○収入が給与所得のみで年末調整が済んでおり、確定申告書を提出しないかた＝市・課税課（本庁舎2階2番窓口）へ
○確定申告書を提出するかた＝確定申告書とあわせて東村山税務署へ
※申告場所をお間違えのないようご注意ください。
申告に必要なもの　①源泉徴収票（原本）、②印鑑、③住宅借入金等特別税額控除申告書（市・課税課でも配布）
※税務署へ確定申告書を提出するかたは、確定申告に添付する書類も必要です。
※住宅借入金等特別税額控除申告書には、住宅借入金等に係る「居住開始年月日」の記入が必要となります。事前に内容をよくご確認のうえ、申告してください。
★住民税の住宅ローン控除申告書の作成ソフト（エクセルファイル）が、市のホームページの「新着情報」からアクセスしてダウンロードできます。ぜひご利用ください。
問い合せ　財務部課税課

平成21年度から住民税（市・都民税）の寄附金控除が拡充されました

平成20年度の税制改正に伴い、21年度から、市区町村等へ寄附をした場合の住民税（市・都民税）の寄附金控除が拡充されました。

適用下限額の拡充

これまでは、10万円を超える額の寄附金が控除の対象でしたが、21年度からは、5千円を超える額の寄附金が対象となり、20年中の寄附金から適用されます。また21年度からは、「所得控除」（税率をかける前の額から控除額を差し引く）方式から、「税額控除」（税額から直接控除額を差し引く）方式に変更となります。

対象となる寄附金の拡充

都道府県・市区町村への寄附金（ふるさと納税を含む）や、住所地の都道府県共同募金会・住所地の日本赤十字社支部への寄附金のほか、21年度からは、条例で定められた市内の特定公益増進法人等への寄附金も対象となります。
申告期間　2月16日（月）～3月16日（月）
申告方法　寄附金受領証明書又は寄附金の領収書及び「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書」を、所得税の確定申告書に添付し、東村山税務署へ申告してください。
★住宅ローン控除等があり所得税が全額還付されたかた（所得税が0円）でも、住民税が課税になるかたは、翌年1月1日現在の住所地の市区町村へ申告してください。申告期間は所得税の確定申告と同じです。
問い合せ　財務部課税課

納税には口座振替をご利用ください

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、便利な振替納税をご利用ください。
平成20年分の振替日は、所得税が4月22日（水）、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月27日（月）です。
新規に振替納税のご利用を希望されるかたは、所得税は3月16日（月）まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日（火）までに、税務署又はご利用になる金融機関で手続きをしてください。手続き方法等の詳細については、税務署の管理部門へお問い合せください。

国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料は社会保険料として所得控除の対象になります

市・都民税の申告や確定申告の際、社会保険料控除欄に昨年1年間（平成20年1月1日～12月31日）に納めた保険料（保険税）の全額を記入してください。また、昨年1年間に納めた過年度分の保険料（保険税）も対象となります。
なお、国民年金保険料については、手続きの際に「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」又は「領収証書」の添付等が必要となりますので、ご注意ください。また、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料又は介護保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納付されているかたは、特別徴収義務者から発行される源泉徴収票に保険料（保険税）が記載されています。
また、介護保険サービスの自己負担分も一部が所得控除の対象になります。詳しくはお問い合せください。
問い合せ　市民部保険年金課、介護保険については保健福祉部高齢介護課

平成21年度の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を4月の年金から仮徴収します

現在、国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納付されているかたについては、2月に徴収させていただいた額と同額を、4・6・8月に支給される年金から平成21年度分として仮徴収させていただきます。
なお、支払い方法について、特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更を希望されるかたは、「特別徴収中止申出書」の申請が必要です。6月の年金天引き分からの変更を希望される場合は、3月31日（火）までに申請してください。
※申請方法等詳細はお問い合せください。
問い合せ　市民部保険年金課